

## 5 ガンの危険信号

ガンは、人体のあらゆるところに発生します。また、発生した部位によって症状も異なり、その診断や治療の方法も異なります。日本対ガン協会が提唱する「ガンの危険信号」を参考に、少しでも早い時期にガンを発見できるように日頃各人が心がけておくとよいと思います。

### ガン征圧は集団検診から

ガンの予防は、ガンを早期に発見するための健康診断をうけることが第一です。我が国では、胃ガン、子宮ガンが多いことから、これらのガンに対する早期発見のための集団検診が行われていま

「知識をもってガンと闘え」という標語がありますが、これは正しいガンの知識があれば相当に早い時期にガンに気づくことができるが知識がないとなかなか気がつかないと言いうことです。今まで説明したとおりガンは厄介な悪い病気です。一度出来たガンは、早い時期に正しい治療をきちんと行わないとその人は一〇〇%そのガンで死んでしまいます。ところが最近の医学技術は目覚ましい進歩を遂げました。ガンがどこにできても早い時期に発見できれば、その部分を取り除いてしまえば完全に治せる時代になって来たと言えます。

ガンの征圧は、早期に発見し早期に治療することが鍵です。ガンを早期に発

見するか、しないかはあなたの責任です。

正しい知識と勇気をもって年に一回の定期検診を受けることです。集団検診を受けることです。

つまり、ガンで死ぬか、死なないかはあなた個人の問題であり、国や県は、早期に発見する方法を講じ、お手伝いをするということを理解いただきたいと思えます。国民一人一人がガンを恐れず直ちに実行に移されることがガン撲滅につながるものと信じます。

### 熊本県のガン検診の現状と方向

胃ガン検診については四十歳以上を対

表4 熊本県における検診状況

1 胃ガン検診実績 (検診車及び施設)

| 年度   | 受診者数    | 要検者数   | 精検者数   | 精検率  | 発見者数 |
|------|---------|--------|--------|------|------|
| 昭和42 | 19,011  | 2,184  | 1,243  | 56.9 | 41   |
| 43   | 28,119  | 3,876  | 2,637  | 68.0 | 76   |
| 44   | 29,588  | 3,906  | 2,567  | 65.7 | 55   |
| 45   | 36,144  | 4,353  | 2,400  | 55.1 | 61   |
| 46   | 42,543  | 4,900  | 3,116  | 63.5 | 64   |
| 47   | 43,904  | 4,145  | 2,785  | 67.2 | 57   |
| 48   | 49,072  | 4,384  | 2,791  | 63.7 | 50   |
| 49   | 62,840  | 5,791  | 3,603  | 62.2 | 64   |
| 50   | 65,706  | 8,666  | 5,690  | 65.7 | 86   |
| 51   | 67,629  | 9,484  | 7,458  | 78.6 | 90   |
| 52   | 69,897  | 12,652 | 9,963  | 78.7 | 109  |
| 計    | 514,453 | 64,341 | 44,253 | 68.7 | 753  |

2 子宮ガン検診実績 (検診車及び施設)

| 年度 | 受診者数   | 要検者数 | 精検者数 | 精検率  | 発見者数 |
|----|--------|------|------|------|------|
| 43 | 35,989 | 339  | 269  | 79.4 | 52   |
| 49 | 38,356 | 300  | 275  | 91.7 | 61   |
| 50 | 41,182 | 200  | 154  | 77.0 | 51   |
| 51 | 47,241 | 359  | 350  | 97.5 | 91   |
| 52 | 51,881 | 287  | 225  | 78.4 | 76   |

象に胃ガン検診車「あおぞら号」など六台で熊本県対ガン協会、済生会熊本病院、熊本県健康管理協会の協力を得て県下各市町村、各職域で集団検診を行っています。また一部医療機関でも検診を実施していますので、機会をとらえ進んで受診することが必要です。

県が昭和四十二年に胃集団検診を開始以来延五十一万余の人が受診しており、その中から七百五十三人の胃ガン患者が発見されています。また同時に胃ポリープ、胃潰瘍などの患者も多数発見されています。(表4-1)

心となって婦人検診車三台をもって県下各地域で検診を実施しております。また日本母性保護協会の協力で民間医療機関でも実施しておりますので定期的に受診されることが肝要です。

過去五年間の検診実績(表4-2)を見てみますと毎年四・五万人の人が受診しており、千人に一・五人の割合で子宮ガンが発見されており、しかもその大半が早期ガンであります。

しかし、胃ガンや子宮ガンの検診受診者数は県下対象者の約一〇%にすぎません。しかも折角一次検診を受けながら要精検といわれた人達の約三割が精密検査を受けていないのが現状です。これら未受診者の中から、将来進行ガンが出てくる可能性は極めて強いと言わなければなりません。

県は、保健所、市町村、医師会等関係機関と密接な連携を取りながら、ガンの正しい知識の普及啓蒙に努め、受診率の向上と精検未受診者の受診勧奨、事後指導に努力しています。

本年も九月一日から第十九回ガン征圧月間が始まり、九月七日には熊本県ガン征圧大会が熊本市、鶴屋百貨店ホールにおいて開催されます。この機会に県民一人一人がガンについての正しい認識をもって、早期発見、早期治療を自ら実行され、ガン征圧へ向かって大きく前進することを期待して止みません。

(保健予防課)

# 中小企業の現況と 県の施策について

県下の中小企業を取りまく経済環境は依然として厳しく、不況の長期化による経営難、倒産、円高ドル安問題、労働力問題又は公害問題等多くの困難に直面しています。このような時代に対応し、生き抜いていくためには各企業自身が自助努力することはもちろんですが、県においても種々の対策を講じています。今回は不況下における本県中小企業の現況と問題点、それらに対する県の施策(制度)を説明いたします。

## 中小企業の 現況と問題点

全国的にみた最近の経済環境の問題点を本県に照らしみると

- ① 長期間にわたって冷え込んでいる経済情勢
- ② 総体的な需要低下による企業内容の悪化、更には企業の倒産問題
- ③ 発展途上国製品と競合する輸出企業並びに構造的な不況業種を中心とする事業転換問題
- ④ 早いテンポでの円高ドル安影響の輸出関連企業への波及問題
- ⑤ 大企業の中小企業への進出問題が浮び上がってきます。

これらの問題は、昭和四十八年十月のオイルショックを契機として始まったと言えます。しかしこれら一連の長く厳しい不況にも各方面の努力によって、若干の回復の兆しが見えます。回復状況について本県を見ますと、次のとおりです。

○ 鉱工業生産は、昭和四十八年十一月

一四六・五(昭和四十五年一〇〇)を記録した指数も昭和五十年三月には二〇〇・〇まで落ち込んでいたのが昭和五十二年十二月においては五一・六と回復状況を呈しています。

○ 物価は、昭和四十八年・五十年には二けた上昇の狂乱ぶりでしたが最近では一けた上昇の比較的安定した動きを示しています。

○ 企業倒産は、昭和四十八年当時、月八件が昭和四十九・五十二年にあっては月十七、十八件となりましたが昭和五十三年に入りまして十三件と低下傾向を示しています。

しかしながら、以上のような回復傾向が見られるものなおかつ中小企業を取りまく状況は深刻であり、ましてや従前のような好況時代を現在望むべくもありません。

次に県下中小企業の特徴をみてみますと、第一に零細性が大きいという問題があります。本県の民間事業所は総数六万七千五百四事業所を数えますが、これを中小企業と大企業に区分すると中小企業六万七千二百六十九事業所九・七%に対し大企業二百三十五事業所〇・三%となっております。これは全国平均の中小企業率九八・九%と比較すると零細性の一段の強さがうかがえます。

第二に企業体質の弱さの問題があります。企業内容の良否は総資本に占める自己資本の大きさに判定できますが、本県の当該比率は一七・五%(製造業)で全国平均の二七・五%と比較してかなり弱いといえます。又、支力が充分にあるかどうかを流動比率(短期(一年以内)

の借金と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率)で判定しますと、本県一・六・六%(製造業)に対し全国平均一五〇・七%と相当低い状況であると言えます。

## 県の施策(制度)

前に述べたとおり県下の中小企業は企業自身のせい弱性とともに経済環境の悪化継続に悩んでいます。そこで本県では、昭和五十三年度緊急不況対策として次のような施策を講じています。

- 情報収集、状況把握及び診断指導の強化事業を行うため不況対策連絡会議並びに移動相談及び経営相談所を設置するとともに不況状況の把握に努めます。
- 不況業種に対し長期低利、別枠無担保の不況対策融資の実施。これは、景気停滞の長びくなかで売上不振、取引企業の倒産等で経営不安の大きい中小企業者に低利、長期の事業資金を融資し経営の安定化を図るものです。
- 未払賃金立替融資制度、これは不況のため賃金の遅延配等を蒙っている中小企業の勤労者個人に対し、当座の生活資金に充てるため労働金庫を窓口として最近三十万円(年利率五・五%)を最長二年間の期間内で貸し付けるものです。

その他現在県において重点的に実施している中小企業対策制度を次に紹介いたします。